

# 科研費の管理・運営に当たっての誓約書

公益財団法人 研医会 代表理事殿

私は、本財団において執行される科学研究費補助金を管理・運営するにあたり、当該補助金が、国民の貴重な税金などにより賄われている公的資金であることを十分認識し、公正かつ効率的に使用するとともに社会規範、法令、財団内規程その他の執行ルール並びに下記の事項を遵守することを約束します。

また、規程に違反して、不正を行った場合は、機構や配分機関の処分及び法的な責任を負うことに異議はありません。

## 記

1. 自らもしくは他者を利用して次の不適切な行為を行わないこと。
  - ①架空の取引により支払われた代金を「預け金」として業者に管理させること。
  - ②架空の雇用・作業・出張にかかる給与・謝金・旅費の請求  
(いわゆるカラ雇用、カラ謝金、カラ出張)
  - ③出張費用の水増し請求
  - ④支払期日の不明確な取引
  - ⑤事実と異なる書類の作成又は業者等への提出依頼
  - ⑥将来の売買を前提とした物品等の借受  
(所属機関の契約担当部署の了解を得たものを除く。)
  - ⑦本財団から支給された給与・謝金・旅費を研究室等が回収する行為  
(還流行為)
2. 他の職員・研究員から不適正な行為を行うことを要求された場合には拒絶し、所属機関の通報窓口へ連絡すること
3. 次の行為が必要となる場合は、事前に庶務の了解を得ること。
  - ①物品等の借受
  - ②物品等の無償受領  
(宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものを除く。)

以上

年 月 日

所属

氏名 (自署)

---

---